

研究ノート

ドイツにおける建築家の著作権

——建築設計図書と建築物の著作物性の基準をめぐって——

日向野弘毅

- 1 序
- 2 建築家の著作権の保護
- 3 建築設計図書の著作物性
- (1) 設計図
- (2) 仕様書
- 4 建築物の著作物性
- (1) 建築物の実用目的と美術性との関係
- (2) 美術性の判断基準（美術性の有無か高低か）
- (3) 美術性の判定者及び判定の標準時
- (4) 美術性と「独創性」との関係
- 5 建築設計図書及び建築物の著作物性の判断基準
- 6 結語

1 序

我が国においては、建築家の著作権⁽¹⁾の問題は、従来、法学界においてあまり活発に論じられてはいないし、それに関する裁判例もきわめて少ない。建築実務においては、建築家に著作権を認めるという意識さえも薄いようである。⁽²⁾しかし、建築家の著作権という問題領域はきわめて重要であり、今後、この問題をめぐる紛争⁽³⁾が増加する可能性は否定できない。

ところで、建築家の著作権という問題領域は広範かつ複雑であり、これに対して我が国の裁判例・学説は十分に対応しきれているとはいえない状況にある。そこで、私は、この問題領

域に関する研究の先進国であるドイツに着目し、本稿では特に建築設計図書と建築物の著作物性の問題について彼の地の裁判例・学説を概観して、我が国におけるこの問題をめぐる議論の参考に供したいと考える。

2 建築家の著作権の保護

ドイツ著作権法(UrHG)⁽⁴⁾における保護著作物(同法二条)のうち、建築家に関連するものとしては、概ね「美術の著作物。建築、応用美術の著作物及びそれらの著作物の図面を含む。」(同法一条一項四号)及び「図面、設計図、略図、素描、図表及び立体的な描写のごとき学術的又は技術的性質を有する描写」(同法二条一項七号)を挙げることができる(仕様書については、同法二条一項一号の「文書の著作物」として、著作権法上の保護を受ける場合が例外的にありうる)。ただし、それらの著作物が著作権法上の保護を受けるためには、それらが「個人的精神的な創作物」(同法二条二項)であることが必要である。同法二条一項四号に列挙されている著作物及びそれらの著作物の図面には、一般に美的内容が必要とされる。⁽⁵⁾従って、同法二条一項四号(及び同法二条二項)に該当する建築物及び建築設計図には、一般に美術性が必要とされるといえる。また、同法二条一項七号(及び同法二条二項)に該当する「描写」は通常、同法二条一項四号にも該当する⁽⁶⁾ので、著作権法上の保護を受ける建

築設計図としては、概ね、同法二条一項四号及び七号のいずれにも該当するものと並びに同法二条一項七号にのみ該当するものと考えることができる。後者の七号にのみ該当するものとしては、全く美術性を有しない建築物の独創的な描写を挙げることができる。⁽⁷⁾

ある描写(ここでは建築設計図を念頭に置く。)が同法二条一項七号にのみ該当するのか、それとも同法二条一項四号及び七号のいずれにも該当するのかわ大きく異なってくるのは、模造(Nachbau)に対する保護の有無である。学説は、ある描写が七号にのみ該当する場合には、それは模造から保護されないとするものが多い。⁽⁸⁾この問題についての確定判例は未だ存在しない。⁽⁹⁾

従って、著作権法二条一項七号にのみ該当する建築設計図については「個人的精神的な創作物」であることが、同法二条一項四号に該当する建築設計図及び建築物については美術性を有し「個人的精神的な創作物」であることが、著作権法上の保護を受けるために必要である。

ところで、建築設計図書及び建築物についての建築家の著作権が、建築主又は第三者に違法に侵害された場合には、侵害の排除を、回復のおそれがあるときは不作為を、建築主又は第三者に故意又は過失があるときは損害賠償をも請求することができる。建築家は、損害賠償に代えて、建築主又は第三者が権利の侵害によって得た利得の返還及びこの利得に関する会計報告

を請求することができる（著作権法九七条一項）。また、建築家は、建築主又は第三者に故意又は過失があるときは、財産的損害に非ざる損害を理由としても、公平に合致し、かつ、その限りにおいて、金銭による賠償を請求することができる（著作権法九七条二項）。さらに、他の法律規定に基づく請求権は、これによって影響を受けない（著作権法九七条三項）。これらの請求権は、建築家がその建築設計図書又は建築物が著作権法により保護されていることを主張し立証しうるということを前提としている。従って、建築家が、建築家の著作権法上の保護者作物が存在すること及びその著作権の侵害があることを主張し立証した場合に、著作権法上の請求権が建築家に与えられる。⁽¹⁰⁾

3 建築設計図書の著作物性

建築設計図書とは、建築設計の内容を示す設計図及び仕様書などを総称する概念である。⁽¹¹⁾そして、設計図とは、建物などを設計する際に、設計内容を表現した図面の総称であり、仕様書とは、建築工事における材料や製品の品質・性能、施工方式、製造者などについての指示を文章、数値などで示した文書である。⁽¹²⁾

ドイツにおいて、建築設計図書は、著作権法二条一項一号（仕様書の場合。ただし稀）、四号及び七号により著作物として保護されるが、それは「個人的精神的な創作物」（同法二条二項）

でなければならない。ただし、ここで注意しておかねばならないのは、建築設計図書が著作権法上の保護著作物であるか否かの判断の際に、当該建築設計図書により建築されるべき建築物が著作権法上の保護著作物となりうるかどうか、つまり当該建築物が美術性を有しかつ「個人的精神的な創作物」（著作権法二条二項）であるか否かは考慮されない、ということである。⁽¹³⁾

以上のことを念頭に置いた上で、ドイツにおける建築設計図書の著作物性に関する若干の裁判例及び学説を概観するが、論述の便宜上、設計図と仕様書に分けてみていくことにする。

(1) 設計図

設計図の著作物性に関する裁判例はいくつかあるが、ここでは、そのうち代表的と思われる二件の裁判例を紹介する。最初の裁判例は、仮処分の被申請人の建築設計図の著作物性を認めた事例であり、次の裁判例は、設計図の学術的及び技術的アイディアそれ自体は著作権法上の保護を受けないとして、その設計図の著作物性を否定した事例である。

① ハム上級地方裁判所一九六六年二月一六日判決（GRUR 1967, 608）

【事実】

X（申請人）は一九六〇年に、Y（被申請人）は一九六六年にそれぞれ設立された会社で、共に土地の取得・開発及び住宅

の建築・販売を業としており、互いに競争関係にあった。建築家Kはフリーの建築家として、一九六〇年からおよそ一九六三年までXのために働き、一世帯用住宅のための建築設計図RA(RA二を含む)、RC及びRD並びに下宿人用の住居の付いた一世帯用住宅のための設計図RB(その変形であるRB三の付いた)を作成した。これらの設計図は主に、公的助成を受ける住宅建設用に作られていた。Xは、これらの設計図に従って仕事をし、これらの設計図を宣伝目的のために希望者に送付もした。これらの設計図には、建築家事務所Kの氏名及び住所が記載され、Xは建築主として記載されていた。一九六三年に、Xの仕事仲間として、さらにフリーの建築家Zが加わり、初めはKと共に仕事をしたが、Kがやめた後は、ひとりXのために仕事を続けた。建物の設計図RZ一乃至RZ二〇はZの名前で作成された。Xはふだんのやり方で、これらの設計図を用いて仕事をした。これらの設計図には、Xが建築主、Zが建築家として記載されていた。Zが一九六六年の春にXのための仕事をやめたときに、ZはYをその共同出資者として設立し、Yの業務執行者にもなった。Zは、Xの許でZの名前を使って利用されていた建物の設計図を、今やYに更なる利用のために(変更された型式名称を使って)譲渡した。Xは、Zの設計図を―少なくとも一部は―Xの事業において同様に更にご利用している。Xは、ZがXの許で利用されている設計図RZ一五(一世帯住宅用)及びRZ一七(二世帯住宅用)を利用のためにYに譲渡

しYはこれらの設計図に従って仕事をしていることに異議を唱えている。Yはこれらの設計図を型式名称H―f(一世帯住宅用)及びH―a(二世帯住宅用)を用いて市場に出しているが、設計図H―fがXの設計図RZ一五と、設計図H―aがRZ一七とそれぞれ一致していることは争う余地がない。

Xは、Yが設計図RZ一五及びRZ一七を利用することを阻止しようとしている。Xは、そのために第一審で以下のように主張した。すなわち、建築家Zは、Xのための仕事のときに、図面RZ一五及びRZ一七を建築家Kの設計図RA乃至RGにならって作成した。つまり、ZはKの図面をたんに敷き写した。図面RA乃至RDの著作権は建築家Kにある。Kとの取り決めに基づき、Xだけがそれらの図面を利用する権利を有する。Zは、それらの図面の複製に関して何ら権利を取得しておらず、従ってYに許与することもできなかった。Zは、自己に打ち明けられた業務上の秘密を侵し、その雇用関係から生じる義務に違反した。従って、Yが現在異議を唱えられた図面を用いて仕事をしかつ宣伝を行っているとするれば、それは競争違反である。

Xは以上のように主張して、Yの設計図H―fによる一世帯住宅及びYの設計図H―aによる二世帯住宅を売りに出し、販売し及び建築することをYに禁止することを求めて、第一審裁判所に仮処分を申請した。これに対して、Yは以下のように主張した。すなわち、ZはKの図面を利用していない。確かに、

XはZに、Kの図面を複製するように委託したが、Zはこれを行わず、自分の図面を作成した。Zはこれらの図面をXの許で仕事をしている間、ケースバイケースでXに譲渡した。しかし、それらの図面の著作権はZの許にとどまっていた。従って、Zは、Zの図面を今やYの利用に供することを妨げられてはいなかった、と。

第一審裁判所は、Xの申請どおりに、Yに対して仮処分命令を発した。その際に、同裁判所は、Yの不当競争を理由とし、著作権法上の問題は未解決のままにした。

これに対して、Yは控訴し、認容された。

〔判決理由〕

控訴裁は、第一審裁判所が著作権法上の問題を未解決のままにした点を非難し、結論的に、Zが設計図RZ一五（H一f）及びRZ一七（H一a）の著作権を有することを認める。その前提として、控訴裁は、まず、保護著作物の要件である「個人的精神的な創作物」（著作権法二条二項）は、著作者の個性により特徴づけられており、ある程度の美的内容をもたねばならないとしたうえで、以下のように判示する。すなわち、Kの設計図も、建築設計図RZ一五及びRZ一七（H一f及びH一a）も、特に、デザインされた建物の側面図の図画上の描写を考慮するならば、全体として十分にきわだった固有の個人的特徴を有しており、ある程度の美術的（美的）内容を備えている。このことと、（その使用目的が認識させるように）根本的に

単純な建築プロジェクトのための図面が問題であったということとは矛盾しない。それらの図面は、公的助成を受ける住宅建設のために使用されることが予定されていたので、いずれにせよ、助成条件に関する現行諸規定のために、固有の個人的特徴を有する美術的形態のための限られた余地しか建築家に残さなかった。これらの設計図の多くの要素は疑いもなく、遵守されるべき基準及び見込まれる購買層の経済力によって定められており、それ自体のみをみれば、著作権法二条二項の意味での保護を受ける創作物として承認されえない。しかし、このことは、それら一世帯用又は二世帯用住宅の設計図に、その造形全体をみて（ここでデザインされた種類の比較的単純な建築物にあっては、保護を受ける美的内容がわずかであるとしても）著作権法上の保護を受ける創作物という評価を与えることを妨げない、と。

控訴裁は、さらに、K及びZのそれぞれの設計図について、具体的におおよそ以下のように判示する。すなわち、二人の建築家の図面は、（異なっ解決された）ガレージの増築部分をひとまず度外視すれば、単純な長方形の平面図が基礎になっているという点で共通している。正面の中央には入り口、廊下及び階段吹き抜きがあり、その横には浴室及びトイレがある。そして、この中央グループの左手には台所、右手には部屋が一つある。建物の裏側には細長い居間と、台所のうしろにある食堂がある。上階の部屋はそのグループ分けにおいては、まず階段吹き抜きの位置により、次に屋根の斜角によって定められてい

る。何故なら、これらの図面にあつては、それぞれ二・五階建の建物が問題となつてゐるからである。Zがその図面において、この部屋の区分の基本構想をKの設計図から借用したとしても、描写された部屋の区分それ自体はKの図面においても、たとえわずかであれ美的価値を有する固有の個人的な特徴を示さない。その部屋の区分はむしろ、建築方法の制限により大いに制約されている。背面に、非常に長い居間とそれに続く食堂（及び前方にあるバルコニー）が予定されていることは、要するに十分に現代の趣味に一致しており、Kによりはじめて発見された新しいどこかしら固有の個人的な特徴を有する解決策ではない。従つて、Kの著作権法上の保護を受ける仕事は、この基本構想の格別の仕上げの中に見いだされうる。しかし、その仕上げにおいて、図面RZ一五及びRZ一七は、Kの設計図に対してかなりの相違を示す。これらの相違は特に側面図において、例えば窓の配置、（部分的に非対称の）屋根の造形及びさらにほかの細目において明白になる。K及びZの図面におけるこれらの相違は、その一つ一つはそれほど大きくはなく、建物のどちら側にもガレージが増築されうるかという問題、つまり事情によつてはケースバイケースで土地の状況に応じて解決されねばならない問題にしばしば左右されるかもしれない。しかし、他面では、根本において単純な基本構想にあつては、著作権法上の保護を受ける建築家の固有の個人的な造形の範囲はかなり限定されている。従つて、ここでは、（著作権法上の保護の認定の

ためには―筆者注）その狭い造形の余地におけるわずかな変更ですでに十分である、と。

控訴裁は以上のように判示して、設計図RZ一五及びRZ一七に対してZが著作権を有すること及びその利用権のYへの許与を認めた。

〔考察〕

本判決は、まず、問題となつてゐる建築家K及びZそれぞれの設計図は公的助成を受ける住宅の建設用、つまり根本的に単純な建築計画のためのものであったので、それらの設計図の多くの要素は、遵守されるべき基準及び見込まれる購買層の経済力によつて定められており（つまり、建築家の造形の余地は限られていた）、それ自体だけを見ると、それらの設計図には保護著作物の要件である「独創性」（著作権法二条二項の意味での「個人的精神的な創作物」であることを、本稿ではこのように呼ぶ。）は認められないが、たんに個々の造形要素ではなく、造形全体をみるによつて「独創性」を認定しうる、と判示する。つまり、公的助成を受ける住宅の設計は単純で制約が多いので、設計の個々の造形要素には「独創性」がないが、造形全体を考察することにより「独創性」を認めうるという判断を下してゐるのである。

そして、控訴裁は、建築家Zは部屋の区分の基本構想をKの設計図から借用したが、この部屋の区分それ自体に「独創性」はなく、むしろ、この部屋の区分は建築方法の制限により大い

に制約を受けている、従って、この基本構想をいかに仕上げるかが「独創性」の判断のポイントである、と判示する。そのうえで、控訴裁は、その仕上げにおいて建築家K及びZそれぞれ設計図がかなり相違すること、その相違が特に側面図において顕著なことを認める。その一方で、控訴裁は、それらの相違の一つ一つはそれほど大きくはないかもしれないとしつつ、根本的に単純な基本構想にあっては「独創性」を有する造形の範囲はかなり限定されているので、その狭い造形の余地におけるわずかな変更であっても「独創性」を十分に認定しうると判示する。

このように、本判決は、制約が多いため造形の余地の限られた設計作業にあっては、二つの設計図それぞれの諸要素一つ一つの相違がさほど大きくなくとも、それらの設計図の造形全体を比較した場合にその相違が大きければ、それらの設計図はともに独立した保護著作物として成立しうると認めているのである。

② 連邦通常裁判所一九七八年二月一日判決(GRUR 1979, 464—ミュンヘン第二空港設計図事件)

〔事 実〕

X (原告) は、ミュンヘン工業大学の退職教授であった。Y (被告) は、民間空港であるミュンヘン第二空港を計画していた。Xは一九六九年に、Yの業務執行者C伯爵に順次二枚の図

面を送付したが、その中には、空港の全体計画、つまり滑走路、道路及び鉄道の位置並びに必要な建物の種類、位置及び形態のイメージが描かれていた。Xが最初にC伯爵に送付した図面には、数字を付した詳細な描写（それに属する記号の説明を含む）があるが、それは以下のごとくである。すなわち、東西方向に互いに平行して走る三本の滑走路（北の滑走路は単独で、南の二本の滑走路は互いにびったり接して走っている。）がある。南の二本の滑走路と北の滑走路との間に、東から一本の道路が通じている。この道路は本来の空港の建物の前で円陣を作り、この円陣から三本の道路が分かれる。それら三本の道路のうち、二本の道路は飛行場の施設（滑走路を除く。）を西向きに開いているU字形で囲んでいるが、結局、味気無く、空港の施設に通じている。残りの一本の道路は、まっすぐ真ん中を通って、管理棟と通関棟に通じている。二棟の通関棟は丸く、長方形で棒形の管理棟を通じて相互に連絡している。管理棟と丸い通関棟の統一体は、三本の平行に走っている滑走路に対して横向きになっている。連邦鉄道の接続線は、その乗り入れ用道路の交通にに応じて、管理棟から遠くないところにある連邦鉄道と飛行場内鉄道の駅にまっすぐにのびている。線路施設と駅は地下にある、というものであった。

Xはその後もなく、C伯爵に二枚目の図面を送付した。この図面は、Xが最初に送付した図面と大体において（鉄道施設が記入されていなかった。）一致していたが、通関棟はもはや

丸くはなく正方形で、それら二棟の正方形の通関棟を連絡する管理棟はアーチ形でレンズ状であるという点で相違していた。

Yは、一九七〇年に、六つの設計グループに要請して、ミュンヘン第二空港のための地区詳細計画を伴う土地利用計画及び機能計画(Funktionsplan)を作成させた。審査委員会の報告に基づいて、そのうち三つの設計グループの図書(Vorlage)が選び出され、さらにその中の一つの設計グループにより、ミュンヘン第二空港の土地利用及び機能計画が一九七四年に作成された。この計画によれば、以下のごとくである。すなわち、二本の離陸用滑走路が東西方向に平行して走っている。空港の建物は、その二本の滑走路の間にある。旅客の通関の領域には、二棟の互いに平行している長方形の幅の狭い通関棟があり、それらの通関棟は、その間にある中央棟(地下の都市鉄道の駅を伴う)とともにH字形を形成している。そのH字形は、滑走路に対して横向きである。東からみると、二本の滑走路の間の空間の真ん中へ、そして中央棟へ一本の道路が通じている。その道路は、旅客通関のための増築領域の開始前に南北に分岐しており、それから滑走路の間の領域の端で東西方向に走っている。その道路はさらに、通関棟の背後で再びしかるべく合流し、滑走路の間の領域の真ん中で一本の道路として西方に続いている。つまり、旅客の通関領域を道路が取り囲む格好になっている、というものであった。

Xは、以下のように主張した。すなわち、Xの図面は、空港

の建物について根本的に新しいものを含んでいる、つまり、(空港の建物についてはそれ自体周知の)地下駅を伴う地下の線路施設と組み合わせ、複数の離陸用滑走路の間にある建物の領域をU字形の道路交通によって開き、さらに通関棟を滑走路に対して縦ではなく横向きにしている、ということである。

Yは、Xの図面を一九七四年の土地利用及び機能計画の基礎に置いた。それによりYは、建築の著作物の図面(著作権法二条一項四号)及び著作権法二条一項七号の意味での学術的又は技術的性質を有する描写についてのXの著作権を侵害した、と。

Xはこのように主張して、Yに五万ドイツマルクの損害賠償を請求した。これに対して、Yは反訴を提起し、一九七四年の土地利用及び機能計画に記されたミュンヘン第二空港の設計についての著作人権はXにはないとの確認を求めた。

第一審裁判所は、Xの請求を棄却し、反訴請求を認容した。控訴裁は、原判決を破棄し、Xの請求を認容し(賠償額の点を除いて)、反訴請求を棄却した。これに対して、Yは上告した。破棄差し戻し。

(判決理由)

連邦通常裁はまず、Xの図面中の建物の平面図及び施設は個人的精神的な創作物(著作権法二条二項)ではないので、著作権法二条一項四号による建築の著作物の図面ではないとして、おおよそ以下のように判示する。すなわち、建物の平面図の形態、つまりアーチ形の中央の翼部を伴う正方形の建物の描写並

びに離陸用滑走路、道路及び地下の線路施設の描写は、個人的創作的な造形を認識させない。また、建物及び施設の相互の配置（組み込み）は、美術的創作の表現を伝えない。ところで、Xは、主として交通技術上の観点において自己の設計の長所を見いだしている。つまり、Xは、自己の設計において実現された技術上のアイデアを、斬新で創作的なものと考えている。しかし、美術的な表現形態及び造形のない、たんに技術的考慮のみに基づく空港の設計は、著作権法二条一項四号による著作権法上の保護を受けない、と。

連邦通常裁は次に、Xの図面に著作権法二条一項七号による著作権法上の保護を認める控訴裁の以下のような見解を誤りであるとす。すなわち、Xの設計の基本的なアイデアは、通関棟の真ん中を通る直線道路の代わりに、通関棟をU字形に取り囲む道路を利用することにより連絡通路の建物を回避することであった。Xは、これを達成するために、通関棟群を滑走路に対して縦ではなく横向きに配置した。Xの図面は補足的に、通関棟群に通じている道路の上下の大量交通手段を通関棟群の真ん中へ導入することを計画している。Xがその二つの図面で提案したこれらの解決手段の全体は斬新だけでなく、また、その描写の仕方によっても決して特別ではない純粋に型にはまった特徴を有する描写をはるかに超え、従って著作権法上の保護を正当化する創作的な仕事でもある、という見解である。

連邦通常裁は、以上のような控訴裁の見解を誤りであるとし

て否定したうえで、以下のように判示する。すなわち、（滑走路の妨害及び滑走路による妨害のない）通関棟へのスムーズな交通輸送の問題の解決のために、Xがその図面の中で提案した解決手段の全体が斬新だけでなく、また、創作的な仕事でもあるということ控訴裁は決定的なものとみなした。それを以て控訴裁は、Xの図面の本質的内容及びその中で表現された技術上のアイデアを考慮に入れた。しかし、そのような考察方法は、著作権法二条一項七号の規定には適合しない。確かに、この規定は、学術的及び技術的性質を有する描写を、著作権法上の保護著作物の範囲に含める。その際に、著作権法二条二項によれば、その描写は個人的精神的な創作物であることが必要とされる。しかし、著作者の個人的精神的な創作物は、その描写自体の中に、つまり、その造形の中に存在しなければならぬ。それに対して、控訴裁が考慮に入れたもの、つまり、その描写の学術的又は技術的内容の創作的内容は問題ではない、と。連邦通常裁は以上のように判示して、著作物の学術的及び技術的アイデア、つまり学術的及び技術的学説それ自体には著作権法上の保護を認めなかった。

〔考 察〕

本判決はまず、Xの図面中の建物の平面図及び施設の著作物性（著作権法二条一項四号）を否定する。そして次に、本判決は、通関棟へのスムーズな交通輸送の問題の解決のためにXがその図面の中で提案した解決手段の全体には著作権法二条二項

の意味での個人的精神的な創作性があり、従って、Xの図面は著作権法二条一項七号による保護著作物であるという控訴裁の見解を否定し、そのような学術的又は技術的内容の創造的内容は著作権法による保護の対象とならない、と判示している。つまり、著作物の学術的又は技術的アイディア、すなわち学術的又は技術的学説それ自体は著作権法上保護されず、著作権法二条二項にいう個人的精神的な創作性は描写それ自体、つまり造形の中にのみ認めることができる、ということをも本判决は言っているのである。

学説それ自体には著作権法上の保護を認めないという本判决の見解には、諸学説も賛同している。⁽¹⁵⁾

(2) 仕様書

設計図の著作物性に関する二件の裁判例を既に紹介したが、ここでは、仕様書の著作物性に関する裁判例一件と若干の学説を概観する。

③ 連邦通常裁判所一九八四年三月二九日判決 (NJW 1985, 1631 — ユトラント・パイプライン仕様書事件)

(事実)

X(原告)は、Y(被告、ドイツ連邦共和国)に対して、⁽¹⁶⁾パイプライン建設のための仕様書 (Ausschreibungsunterlagen) をYが第三者に利用させたことに基づく損害賠償を請求してい

る。Xは、K企業 (K技師事務所及びK社) の権利承継人である。Yは、NATO構成員として、主に燃料補給に資する広範なパイプラインシステムを維持している。北ヨーロッパ・パイプラインシステム (NEPS)、いわゆるユトラント・パイプラインはそれに属する。Yはユトラント・パイプラインの延長を計画し、一九六六年及び一九六九年に、K企業にその建設プロジェクトのための技師業務を委託した (K技師事務所との一九六六年の基本契約及びK社との一九六九年の技師契約)。その委託の内容は、燃料貯蔵庫、通信施設及びその他の施設を含む、一定区間のパイプライン建設に関するものであった。K技師事務所は、一九六九年の技師契約に基づき、技術上の記述を伴う建築・配管・配線設計図及び建築申請書類のほかに、完備した仕様書も作成した。

その後、Yは、この延長された一部区間をこえて、ユトラント・パイプラインをNATO海軍飛行場へ接続することを計画した。Yは、そのために必要なパイプライン建設 (現存施設への全体的な接続及び必要な施設を伴う) のための技師業務をW技師事務所に委託した。新たに設計された配管は、K社が設計した配管に接続された。YはW技師事務所との契約締結後、特に、K社が作成した関係書類 (仕様書を含む) をW技師事務所に引き渡して使用させた。W技師事務所は、自身に委託された一部区間のために作成しなければならなかった自身の仕様書のために、K社の仕様書の一部を借用した。

Xは、YがK社の仕様書をW技師事務所に引き渡しその一部を使用したことが著作権侵害などにあたるとして、Yに一万五千ドイツマルクの損害賠償を請求した。一・二審はともにXの請求を棄却した。上告棄却。

〔判決理由〕

連邦通常裁は、仕様書は著作権法二条一項一号という文書の著作物として考察の対象となりうるとしたうえで、文書の著作物の「独創性」(同法二条一項にいう「個人的精神的な創作物」であることを、本稿ではこのように呼ぶ。)の基準について、おおよそ以下のように判示する。すなわち、個人的精神的な創作物は、学術的な文書の著作物の場合、個人的描写それ自体、つまり造形の中に表現されねばならない。従って、そのような文書の著作物は、描写された内容、並びに(又は)、与えられた資料の集成、区分及び配列の特に機知に富んだ形態及びやり方が個人的創作的に形成されている場合に、著作権法上の保護を受ける。それに対して、描写の学術的又は技術的内容の創作的内容は問題ではない。従って、著作物の技術的アイデア、つまり技術的学説それ自体は著作権保護の対象ではありえない、と。連邦通常裁は、文書の著作物の「独創性」の基準についてこのように判示したうえで、さらに、本件で問題となっている仕様書に関して、おおよそ以下のようにいう。すなわち、仕様書は、技術的学説及び技術的行為のための規則を含んでいる。しかし、技術的学説それ自体は著作権の保護を受けないので、X

が長年の経験に基づいてみつけたパイプライン建設のための技術的解決策、つまりXの技術上のノウハウが技術分野における個人的精神的な創作物であるかどうかは問題ではない。仕様書は、技術上の事実の記載及び技術上の記述・指示の集成により形成されている。配列・区分、具体的な造形及び技術的内容の描写は、個人的創作的な独特のアイデア形成の表現ではなく、個人的特徴をもたない。それらは技術上の指示として、その描写の点でも、実用性の法則により定められている、と。

そして、連邦通常裁は、Xがそのような一般的な技術上の記述のために著作権法上の保護を主張しようとするならば、Xはいかなる具体的な造形をパイプライン建設についての平均的な技師の創作に明白に抜き出した個人的特性とみているのかを詳細に陳述しなければならず、このことは、問題となっている技術上の専門領域において普通に行われている表現方法には通常個人的創作的な特徴が欠けているという場合には特に当てはまる、としたうえで、結局、Xはこの陳述義務を十分に果たしていない、とした。

このように、連邦通常裁は一般論としては、仕様書が「独創性」を有しうる余地があることは認めつつ、本件で問題となっている仕様書は著作権法二条二項にいう個人的精神的な創作物ではないとして、著作権法上の保護を認めなかった。

〔考察〕

本件で、連邦通常裁は一般論として、仕様書は、描写された

内容、並びに(又は)、与えられた資料の集成、区分及び配列の特に機知に富んだ形態及びやり方が個人的創作的に形成されている場合には著作権法上の保護を受けるが、その際に、描写の学術的又は技術的内容の創作的内容は問題とはならない、とする。そのうえで、本件で問題となっている仕様書に関しては、その配列・区分、具体的な造形及び技術的内容の描写は個人的創作的な独特のアイディア形成の表現ではなく、個人的特徴がないとして、著作権法上の保護を認めなかった。

以上が、仕様書の著作物性に関する代表的な裁判例であるが、次に、この問題に関する若干の学説を概観する。

Werner/Pastor は、次のように述べる。すなわち、純粋な仕様書は、ほとんどつねに著作権法上の保護を受けない。多少異なることが妥当しうるのは、普通に行われている表現方法とは明らかに異なる個人的創作的な表現(個人的な描写)が肯定されることができ、かつ(又は)特別な独特の構成(仕様書の区分・配列・形態)が存在している場合だけである。しかし、それはたいいてい存在しないだろう。というのは、仕様書はすべて、技術上の記載、記述及び指示の純粋な集成だからである、と。このように、Werner/Pastor は、純粋な仕様書はほとんどつねに著作権法上の保護を受けないとするが、例外的に保護を受ける場合があることを認めている。

Wolfensberger は、おおよそ次のように述べる。すなわち、仕様書は個別工事のリストから成る。これらの個別工事は技術

的性質を有する。ほとんどつねに、建築物の建築の際に再三として何千回となく生じる工事が問題である。つまり、いつも、基礎、地下室の底、支柱、支えの梁、窓及び戸のまぐさ、階段、天井などのための同一のコンクリートが問題である。そして、再三、内部及び外部の組積、外装、煙突のための同一の左官工事が問題である、そして、いつも、同一の漆喰、化粧漆喰又はたたきなどが問題である。建築物の独自性、独特さ、創作性、個性は、これらの技術上のディテール、建築材料又は建築方法の記述の中には決して表れていないと言っている。それに対して、建築図面の中には創作的要素が表れている。建築図面を絵画に例えるならば、仕様書は個々の色の記述の役割を演じている。従って、仕様書の作成は、創作的な仕事でも独自の仕事でもない。せいぜい、技術に関する骨折り仕事であり、実務において必要悪とみなされているものである。通常の仕様書にはまったく個性がないというよりも、通常の仕様書には個性がないに決まっているのである。仕様書について最も重要な事は、建築工事全体に属する個別工事の列挙及び技術上の記述である。仕様書からは、ほとんどつねに、建築物の全体的造形を引き出すことはできない。しかし、存在している色彩からつねに新しい絵画を製作しうるのと同様、個別工事から、つねにそして再三、新しい別の建物を建築できる、と。このように、Wolfensberger は、仕様書は技術的性質を有する個別工事のリストであるので、その中には建築物の創作性は決して表れていないといつてよく、

従って、仕様書からはほとんどつねに建築物の全体的造形は明らかにならないとして、仕様書に「独創性」をほとんどまったく認めていない。

Ingenstau/Korbion は、以下のように述べる。すなわち、仕様書は通常、著作権法上の保護を受けることができない。何故なら、仕様書はたんに、建築物又はその一部分の言葉による列挙及び技術上の記述であり、そこからは一般に、必要な明瞭さを以て建築上の造形を引き出すことはできないからである、と。このように、Ingenstau/Korbion の見解は、前述した Wolfensberger の見解に似かよっている。

Beigel は、通常の仕様書には個人的創作的な造形はないが、稀にはそのような場合もありうる⁽²⁰⁾とする。v. Gamm も、仕様書が例外的に著作権法上の保護を受けうることを認める⁽²¹⁾。

以上述べた諸学説は、仕様書にはほとんどつねに又はほとんど全く著作権法上の保護を認めないという否定的なものであるが、それに対して、Bindhardt/Jagenburg は、次のように、仕様書にも積極的に著作権法上の保護を認める見解を主張している。すなわち、仕様書は、特別な種類の建築プロジェクト、例えば多目的建造物の場合には著作権保護を受けうる⁽²²⁾、と。このように、Bindhardt/Jagenburg は、特別な種類の建築プロジェクトに関する仕様書には積極的に著作権法上の保護を認めるが、その根拠は明らかではない。

以上みたように、学説の多くは、原則として、仕様書に著作

権法上の保護は認められないとする。

4 建築物の著作物性

建築物は、著作権法二条一項四号により著作権法上の保護を受けうる。従って、ある建築物が保護著作物となるためには、それが美術性を有し、かつ「個人的精神的な創作物」(同法二条二項)であることを要する。

ここではまず、建築物の著作物性に関する基本的な判決を一件紹介した後に、建築物の実用目的と美術性の関係、美術性の判断基準、美術性の判定者及び判定の標準時並びに美術性と「独創性」(著作権法二条二項の意味での「個人的精神的な創作物」であることを、本稿ではこのように呼ぶ。)との関係についてみていくことにする。

建築物の著作物性について論じた裁判例はいくつかあるが、その中でも文献や判決で繰り返し引用される基本的な判決として、次のものがある。

④ 連邦通常裁判所一九五七年三月二九日判決 (BGHZ 24, 351—独身寮事件)

〔事実〕

Y (被告) は、一九五一年二月に建築家 H 教授に、独身寮の基本計画 (Vorentwurf) の作成を委託した。Y は、同年三月一八日の書簡で、縮尺二百分の一の平面図及び断面図、縮尺五

百分の一の建物の全体的配置図並びに縮尺二百分の一の居住用建物及び炊事用建物の二、三枚の外観の素描が欲しい旨を伝えた。また、その中で、Yは、報酬の問題については次のように述べた。すなわち、「我々は、貴殿の業務に對し、一九五〇年一〇月一三日の建築家報酬令一九条一項a『基本計画、すなわち費用概算及び説明書を含む建築課題の最重要部分を試験的に図面化した解決』により、一〇条一項、建築クラス (Bauteilklasse) IIIの報酬の百分の十を支払う」と。

建築家Hは、一九五一年四月に、Yに基本計画に属する書類の一部を引き渡した。建築家Hは、同年四月二八日の書簡で以下のことを表明した。すなわち、Hはこれらの書類の引き渡しの際に、Yがそれらの書類を建築の更なる実施のために利用することを考えていないということを知って驚いている。しかし、Hは、万一Hが作成する基本設計 (Entwurf) が利用されるのなら、更なる課題の実施をも委託されることを希望する、と。建築家Hは、基本計画の残りの部分を引き渡した後に、同年六月二一日の書簡で、この希望を次のように制限した。すなわち、Hはなお、基本計画、建築申請、実施設計及び芸術上の上級監理 (Oberleitung) だけを引き受け、材料及び費用計算並びに技術上及び業務上の上級監理はYの建築事務所に委託するつもりである、と。Yは、建築家Hに同年六月八日の書簡で、Hの提案に従って一九五〇年一〇月一三日の建築家報酬令一九条一項b及びcによる基本設計及び建築申請の作成のための更なる

委託についてHと喜んで交渉する旨を表明した。その後、Yは、同年八月四日に、独身寮の建築はコスト上の理由から中止せざるをえない旨を報告した。それゆえ、建築家Hは、約定の建築家報酬令一〇条による報酬の一〇パーセントを請求し、Yはそれを支払った。

その後、Yは、建築家Hが作成した基本計画を利用して、独身寮の住宅棟を建築した。そのために、Yは、Y自身の建築事務所を使用した。建築家Hはそれを知った後に、Yに對して損害賠償請求権を行使し、その一部をX (原告) に譲渡した。

Xは訴えを提起し、Yに損害賠償の支払いを求めた。Xは以下のように主張した。すなわち、Yは、建築家Hの著作権の侵害による損害賠償義務を負う。独身寮は、美術上の目的を追求する建築物である。それは、個々の建物の造形から、そしてまた、個々の建物の景観へのはめ込まれ方及び個々の建物の相互の配置の仕方からも判明する。従って、基本計画は、一九〇七年一月九日の造形美術及び写真の著作物に対する著作権法の諸規定⁽²⁴⁾による著作権保護の下にある。さらに、一九〇一年六月一九日の文字及び音楽に對する著作権法一条一項三号、一一條一項一、二、三六条⁽²⁵⁾により、基本計画が美術保護法の意味における美術保護資格をもたない場合にも損害賠償義務は存在する、と。これに對して、Yは以下のように主張した。すなわち、独身寮は美術上の目的を追求しないので、美術保護法による著作権保護は考察の対象にならない。また、技術的性質を有する描写

の模造は文字及び音楽の著作物に対する著作権法の意味における複製ではないので、同法の諸規定の違反も存在しない。しかし、それは別としても、単に同法により保護される図面の報酬の支払いを以て、その図面を委託者の目的のために利用する権限が委託者に許与されている、と。

第一審裁判所は、Xの請求を棄却した。控訴裁は第一審判決を変更し、Xの請求を認容した。上告棄却。

〔判決理由〕

連邦通常裁はまず、建築物の実用目的と美術性との関係についておおそ次のように判示する。すなわち、主として実用目的に資するという建築物の用途は、総合評価の枠内ではある役割を演じるかもしれないが、その用途それ自体だけを見ると、美術の著作物の特性の判断にとって決定的ではない。むしろ、建築物に客観化される美術的創作が存在するかどうかが決定的である。美術上の仕事 (Leistung) が建築物に沈澱して表れたものが、著作権法上の保護にとって決定的な個性を定める。つまり、実用目的は建築物の美術保護を排除しない。美的内容が実用目的を凌駕することは必要ではない。美的内容それ自体が、なお美術上の仕事という言葉を用いるのに十分であるかどうかということだけが決定的である、と。

連邦通常裁は、次に、美術の著作物 (建築の著作物を含む) を以下のように定義づける。すなわち、美術の著作物とは、美術の表現手段を以て造形活動により生み出されており、その美

的内容が世間で支配的な見解によればなお美術という言葉を用いる程度に達している個人的精神的な創作物と解しうる。しかも、その美術的価値の高低や、それが美的目的のほかになお実用目的に資するかどうかは斟酌されない、と。

さらに、連邦通常裁は、建築物と周囲の世界との関係や複数の建物相互の配置も美術性の判断の重要なポイントになると判示する。すなわち、基本計画 (Vorentwurf) に書き記された建築学上の仕事の美術的価値は、複数の建築物を含むプロジェクトにあつては、景観への個々の建物のはめ込まれ方及び個々の建物相互の配置の仕方にも表れうる。建築の著作物は、その時その時の周囲の世界から切り離して評価することはできない。その美術的価値の有無は、むしろ多くの場合に多かれ少なかれ、その建築の著作物とその周囲の世界との関係を美的感情に訴えるものにすることに成功したかどうかに強く影響される。建築物が複数の建物から成る場合に、各々の建物にとっての周囲の世界を決定する際には、他の建物の存在も考慮される。つまり、建築物全体の複数の構成要素の相互の配置も、評価のために重要でありうる、と。

連邦通常裁は以上のように判示したうえで、本件の基本計画に具現された建築物の美術性について、控訴裁の見解を引用しておおそ次のようにいう。すなわち、三棟の居住用建物にはそれぞれ、比較的重要な内容をもつ創作的特徴がある。それはまず第一に、三棟の建物の構成に当てはまる。三棟の建物は各々、

談話室のある南の部分と、主として寝室のある北の部分から成っており、特別なやり方で置き換えて配置されている。確かに、一部分又は複数の部分の置き換えによる密集した建物の構成は最近一般に行われているので、それ自体のみでは美術上の仕事と評価できない。しかし、本件では、特別の建築上の造形により、肯定的な意味で通常のものとは著しく異なる効果が上げられている。美的に心に訴える効果をもつ創作的特徴は、窓及び戸による外側の面の構成の仕方に確認しうる。この構成は、著しい美的効果をもたらしている。従って、個々の住宅用建築物の総合評価は、少数ではない人々のための宿泊部屋の造形にあっては比較的当然である、兵舎又はバラック様式への質の低下の危険を回避し、逆に、現代の美的感情に訴える田舎風の調和のとれた造形の建築物を思い起こさせる効果を上げるのに成功しているという認定の正当性を理由づける。しかし、基本計画に書き記された建築学上の仕事の美術的価値は、個々の建築物の描写された造形だけでなく、景観へのそれら三棟の建物のはめ込まれ方及びそれらの建物相互の配置の仕方にも表れている。建築家は、北に向かって密集し南に向かって開かれている配置にあるそれら三棟の居住用建物を、上り勾配の斜面に垂直に置き、木におおわれた景観の中での木におおわれていない場所の周りに集めることにより、それらの建物それ自体の田舎風の印象に一致する村落風の効果を上げている。建築家はこの効果を、それらの建物を木々のそばに、所によつては木々の下に置くこ

とにより強調している。さらに、建築物全体の村的性格は管理事務所及び自転車置き場を南端に配置したことにより強められる。建築物のこの効果は、それをじかに取り巻く景観ときわだつて調和のとれた関係にある、と。

連邦通常裁は、このように判示して、建築家の仕事には、認定された実用目的を上回る美的内容があり、その内容の程度は美術保護法の意味における美術の著作物としての評価の正当性を理由づけるという、控訴裁の最終的な総合評価に賛同する。

さらに、連邦通常裁は、このような美術の著作物の美術性の判断にとつて決定的なのは、同じ専門領域で仕事をしている専門家が感じとる美的な微妙なニュアンスではなく、美術に対して感受性があり美術品をかなり熟知している人の平均的な美的印象である、と判示する。

連邦通常裁は、以上のように判示したうえで、建築家Hの基本計画を利用してYが独身寮を建築したことは著作権侵害にあたるとした。

〔考察〕

本件では、建築家Hが作成した基本計画に具現された独身寮の美術性が争点となった。連邦通常裁はまず、美術の著作物（建築の著作物を含む）とは、美術の表現手段を以て造形活動により生み出されており、その美的内容が世間で支配的な見解によればなお美術という言葉を用いうる程度に達している個人的精神的な創作物であるとし、しかも、その美術的価値の高低

や、それが美的目的のほかになお実用目的に資するかどうかは斟酌されないとする。つまり、美術の著作物においては、美術性の高低ではなく、美術性の有無が問題であるということ、及び美術性の判断の際に実用性の有無は考慮されないということ、を明確に示している。そして、連邦通常裁は、このような美術性の有無を判定するのは、美術の専門家ではなく、美術に対して感受性があり美術品をかなり熟知している素人であるとする。さらに、連邦通常裁は、美術性を判断する際には、個々の建物の造形だけでなく、個々の建物の景観へのはめ込まれ方及び個々の建物相互の配置も重要なポイントになるとする。

本判決は、建築物の著作物性に関する様々な問題について包括的に論じたきわめて基本的かつ重要な判決であり、以下の諸項目を論じる際にも、しばしば引用される。

(1) 建築物の実用目的と美術性との関係

建築物が実用目的を有している場合に、そのことは建築物の美術性の有無の判断に影響を及ぼすのであろうか。この問題についてはすでに、前掲④判決で連邦通常裁は、建築物の実用目的それ自体は美術性の判断にとって決定的ではなく、むしろ、建築物に客観化される美術的創作が存在するかどうかが決定的であるとしている。この判決以後も、例えば、ハム上級地方裁判所は一九八〇年九月三〇日の判決(Baur 1981, 300)で、居住用建物の実用目的と美術性との関係について前掲④判決に従

っておおよそ以下のように判示している。すなわち、ここで関心を引く建築の著作物(筆者注―居住用建物)にあっても――他の美術の著作物におけると同様――決定的なのは、美術的創作が実現されているかどうか及びどの程度実現されているかということである。その際に、主として実用目的に資するという建築物の用途は、確かに総合評価の枠内では斟酌されねばならないが、それ自体だけをみれば、美術の著作物の性質の判断にとって決定的ではない。他方、この美術の著作物の性質は、その実用目的が同時にともに追及される美術上の目的に優先する場合でも、決して失われるものではない。むしろ決定的なのは、建築物に客体化される美術的創作が存在するかどうかである。

建築物における美術的な仕事(Listung)の表出が、著作権法上の保護にとって決定的である個性を決定する。実用目的は建築物の美術上の保護を排除しない。その際に、美的内容が実用目的を上回ることには必要ではない。決定的なのは、美的内容それ自体が、なお美術的な仕事という言葉を用いるのに十分であるかどうかということだけである。その際に、例えば居住用の建物も、その中に建築家の仕事における美術的創作が表現されている場合及びその限りでは、美術上の保護を受けうる。その際に決定的なのは、この実用本位の建築物を、その個々の技術的及び美術的諸要素を顧慮して分析することである、と。要するに、本判決は(前掲④判決も)、建築物の美術性の判断にあたっては、実用目的ではなく、建築物に表出した美術的創作の

存否が決定的であるとしている。

次に紹介する判決は、実用本位の建築物であっても著作権法上の保護を受けることを明確に判示したものである。

⑤ シュレスヴィヒ上級地方裁判所一九八〇年七月二日判決 (GRUR 1980, 1072 - 寄宿舎事件)

〔事実〕

X (原告) は建築家であり、Y (被告) はルイーゼンレントとカールスブルクで寄宿舎つきの学校を経営する財団である。X は、Y が X の図面及び建築設計図の著作権を侵害したとして、Y に損害賠償を請求している。

Y は、建築家 I の協力により、一九五三年にルイーゼンレントにブナ寮を、一九五五年、一九六〇年及び一九六七年にカールスブルクにそれぞれ、あずまや寮、花寮及びモミ寮を建設した。それらはいずれも、生徒及び教師用の寮であった。一九六九年及び一九七〇年の建築家契約で、Y は X に、ルイーゼンレントの生徒及び教師 (又は教師の家族) 用の二棟の寮の設計及び監理を委託した。二棟の寮はそれぞれカエデ寮及びシラカバ寮と命名され、一九七一年に入居がなされた。因に、これらの寮の構造設計は J が行った。一九七二年に、Y は建築家 J にカールスブルクの更なる生徒及び教師用の寮 (カラマツ寮) を設計させ、その監督下で建築させた。Y は、このカラマツ寮の設計の基礎として建築家 J に X の建築設計図を引き渡し、さらに、カラマツ寮建設の際にカエデ寮及びシラカバ寮の構造設計

を再利用することについて J 社の了承を得ていた。X は、Y からこの建築プロジェクトについて知らされず、J 社の構造設計者から偶然に聞き知った。

そこで、X は、ルイーゼンレントのカエデ寮及びシラカバ寮の設計図の著作権を侵害したとして、Y に損害賠償を請求した。原審は X の請求を認容した。それに対して Y は控訴した。控訴認容。

〔判決理由〕

控訴裁はまず、美術の著作物について一般におおよそ以下のように判示する。すなわち、美術の著作物であるためには、美術の表現手段を以て造形活動により生み出されており、その美的内容が世間で支配的な見解によればなお美術という言葉を用いる程度に達している個人的精神的な創作物であることが必要である。それは、美術的価値の高低や、その著作物が美的目的のほかになお実用目的に資するかどうかにかかわらず要当する。美術の著作物が著作権保護を理由づける美的内容を有するかどうかという問題に対しては、専門家の見解ではなく、美術に対して感受性のある素人の見解が重要である。その際に、その著作物を創作的に独特なものの特徴づけ、それゆえ個人的精神的な創作物という評価を与えようという要求に対しては、通常、厳格な基準が置かれねばならない、と。

控訴裁はこのように一般論を述べたうえで、本件で問題となっている生徒及び教師用の二棟の寮について以下のように判示す

る。すなわち、これらの建物は実用的建築物として格付けされる。しかし、それだからといって、それらの建物の図面及び設計図に対して著作権保護が拒否されるべきではない。実用的建築物も保護を受ける。いずれにせよ、そのような寮に固有の造形的な特徴及び著作権法により保護される美術著作物の評価を与える建築学上の可能性は、初めから限られている。そのようなタイプの建物にあつては、目的は、外部及び内部の形態並びに空間の区分を大幅に決定する。それらの建物の図面及び設計図は、外部及び内部の造形並びに空間の区分その他に関して創作的特徴の程度を示す場合にのみ、著作権法の保護を受ける。このことを本民事部は原審とは反対に、認定できない、と。

控訴裁はこのように述べたうえで、さらに具体的なおおよそ以下のように判示する。すなわち、二棟の建物は、屋根の勾配、屋根裏部屋の外壁、窓の諸要素及び特に階段状になった切妻の耳(Giebelohr)により特徴づけられている外部の造形において、少なくともカールスブルクのモミ寮との類似性を有している。Xがこれらの造形上の特徴をモミ寮から借用したのか又はこれらの要素を建築家としてのXにとって既知の形態の宝庫から引き出したのかは、究明しないでおくことができる。というのは、それらの建物の外部の造形のためのこれらの既知の諸要素の組み合わせだけではまだ、独自の創作的な仕事(Leistung)ではないからである。たとえ内部の造形及び空間の区分をそれらの図面及び設計図の全体的考察にさらに入れるとしても、そ

れらの図面及び設計図には著作権保護は認められない。確かに、他の寮には、建物の縦軸における、上階を開く頑丈な階段はない。しかし、この階段設備のアイデアも、Xがさらに強調した空間利用の可変性及び衛生設備の中央配置の可能性も、それらの図面及び設計図に、これらの実用的建築物を保護著作物にする美術上のアクセントを与えない。というのは、これらの建物の図面及び設計図の美的内容は、その内部の形態を考慮に入れても、美術に対して感受性のある素人の見解によればなお美術という言葉を用いることのできる創作的な独自性の程度に達していないからである。階段の造形が可能にした階上の空間の開発及びそれに基づく空間利用の可変性は、この造形からその個人的な著作物の創作者としてのXを推察できるほどの、建築家の特別な着想ではない、と。

控訴裁はさらに、鑑定人が二棟の建物が立地条件及び周囲の世界にみごとに適合していると指摘していることに完全に同意したうえで、おおよそ以下のように判示する。すなわち、カエデ寮及びシラカバ寮の周囲の世界及び景観への適合は、それだけでは、それらの建築物の固有の創作的な特徴を理由づけられない。むしろ、この適合は、建築物の特定の造形の原因ではあるが、建築物の造形の要素それ自体ではない、と。

控訴裁は以上のように判示して、Xが作成したルイーズンメントのカエデ寮及びシラカバ寮建設のための図面及び設計図の著作物性を否定した。

〔考察〕

本判決は、結論的には、問題となっている二棟の寮の図面及び設計図の著作物性を認めなかったが、一般論としては、実用的建築物であっても著作権法上の保護を受けうることを認めた。

(2) 美術性の判断基準

(美術性の有無か高低か)

建築物が著作権法上の保護を受けるためには、美術性を有することが必要であるが、その美術性の判断にあたっては、美術性の有無が問題となるのか、それとも美術性の高低が問題とされるのであろうか。この問題についてはすでに前掲④判決が、美術的価値の高低は斟酌されないことを判示しているが、次の判決は、この④判決の判示を明確に確認するものである。ミュンヘン上級地方裁判所は一九八六年九月一八日の判決(GRUR 1987, 290)で、居住用建物(三〇戸の住居及び地下駐車場)の美術性についておおよそ以下のように判示する。すなわち、Xが設計した居住施設は、建築「美術」の著作物とみなすことができる。本民事部は、ライヒ裁判所が発展させ連邦通常裁判所が受け継いだ諸原則(筆者注―特に前掲④判決)に従い、著作権法上の意味での「美術の著作物」を、「美術の表現手段を以て造形活動により生み出されており、その美的内容が世間で支配的な見解によればなお美術という言葉を用いる程度に達している個人的精神的な創作物。しかも、その美術的価値の高低や、

それが美的目的のほかになお実用目的に資するかどうかは斟酌されないもの」と解している。居住施設としての建物の用途は著作権保護を排除しない。美術的価値の高低それ自体は問題ではないので、Xが―他の建築物における他の建築家のように―自己の図面にポストモダニズムの様式要素を用いたことも、十分な美術上の造形の程度にマイナスの材料を提供しない、と。このように、裁判例は、建築物の美術性の判断にあたっては、美術性の高低ではなく、美術性の有無が問題となるとしている。ところで、美術性の判断基準について学説の見解はどのようなになっているのだろうか。

Locher は、「美術」を定義しようとする試みは失敗すると決まっていると述べて、特に前掲④判決の美術の著作物を定義した箇所、すなわち「……その美的内容が、世間で支配的な見解によればなお美術という言葉を用いる程度に達している……」の中の「美的内容」という表現を取り上げ、この表現を指して、非常に疑わしい要因が美術の著作物の定義に入り込んでいる⁽²⁶⁾、と批判する。そのうえで、Locher は、建築の著作物の控えめな言い回しとして、「建築学的手段を以て実現された創作物で、造形及び個性が認められるもの」という表現を提示する。そして、建築家の個性すなわち「作風」が建築物の中に具現されていなければならないとし、さらに、ある程度の造形の高さが必要であるとする⁽²⁷⁾。また、建築物の実用目的は美術の著作物を肯定する妨げにはならないし、美術的価値の高低も問題にはなら

ないとする。⁽²⁸⁾

Hesse は、美術の著作物を創作しようという芸術家の意志には何の意味もなく、芸術家の努力の結果だけが決定的な意味をもつとする。⁽²⁹⁾そして、建築物の美術性の判断にあたっては個々の特徴の分析的考察を以てすることはできず、全体的考察を前提とするが、このことは、全体的印象を特定のディテールにより決定されたものと判断し又は美的一体をなす個々の建物部分だけが著作権法上の保護を受けるという結論に達することを妨げない⁽³⁰⁾とする。さらに、Hesse は、美術的価値の高低は問題とならないとし、また、連続建ての規格型の建築物(Reihen-Typen-Bauwerke)も著作権法上の保護を受けうるとする。

v. Gamm は、おおよそ以下のように述べる。すなわち、(美術の著作物であるかどうかは)具体的な造形の精神的に美的な全体的印象に従って定められる。より厳密に言えば、既存の造形に対する全体的比較(つまり、個々の要因及び構成要素の分析的個別考察ではない)において、この全体的比較は斬新さの検討を含まず、既知の豊富な形態と比べて、具体的な全体的造形に創作的造形的特異性があるかどうかという問いに答えるものである。この特異性及びそこから明らかになる全体的印象が、平均的な造形者の創作と対比される。その結果、その固有の創作的特徴により平均的な造形者の活動を大きく上回るものが、著作権法上の保護を受けるためには必要である⁽³³⁾と。さらに、v. Gamm は、美術性の判断にあたっては、美術的価値そ

れ自体の高低は問題ではないとする。⁽³⁴⁾

Beigel は、建築「美術」の著作物を次のように表現する。すなわち、美術の表現方法を以て造形活動により生み出されており、特に、観察することにより感情を美的に刺激するためのものである、固有の個人的精神的な創作物。それは、美的目的のほかになお実用目的に資するかどうかはどうでもいい。しかし、その美的内容は、美術に対して感受性があり美術的理解をかなり熟知した人々の見解によれば美術上の仕事(Leistung)という言葉を用いうる程度に達していなければならない、と。さらに、Beigel は、美術的価値の高低それ自体は問題ではないので、美術的価値がわずかであっても、つまり、美的価値及び固有の創作的な仕事がわずかであっても、それで十分であるととする。

さらに、v. Gamm も、美術的価値の高低は問題ではないとする。⁽³⁷⁾

以上みたかぎりでは、裁判例も学説も、建築物の美術性の判断に際しては、美術性の高低は問題とならないという点では一致しているようである。

(3) 美術性の判定者及び判定の標準時

建築物の美術性の判断に際しては、美術性の高低ではなく、美術性の有無が問題であるということが明らかになったが、その美術性は一体誰が判定するのか、そしてまた、その判定の標

準時は何時なのであろうか。

前掲④判決は、美術の著作物の判断にとって決定的なのは、同じ専門領域で仕事をしている専門家が感じとる美的な微妙なニュアンスではなく、美術に対して感受性があり美術品をかなり熟知している人の平均的な美的印象であるとして、鑑定人の鑑定に頼らずに、裁判所自身で判断を行っている。この前掲④判決の見解に、以後の諸判決⁽³⁸⁾も従っている。

この問題について、Hesseは以下のように述べる。すなわち、何が著作権法上の意味における美術であるかは、美術評論家、つまり専門家の見解に従うのではなく、「世間で支配的な見解」に従って判断される。それはもちろん、一般大衆の美術趣味のことを言っているのではなく（一般大衆は、そのふつう保守的な基本的考え方のために、美術における保護を必要とする新奇なもの及び革新的なものに対して否定的な影響を及ぼすにちがいない）、たんに通りいっぺんというより以上に美術的見解に習熟しており美術に対して感受性のある教養のある人々の美術的理解のことを言っているのである⁽³⁹⁾。と。さらに、Hesseは、美術性の判断の標準となる時点について次のように述べる。すなわち、判断の時点ではなく、著作物の最初の公表の時点が問題である。他のあらゆる見解は結果として重大な害を伴うだろう。（筆者注―美術性の判定の標準時を判断の時点であるとする⁽⁴⁰⁾と、美術的）見解の変化は、著作権法六四⁽⁴⁰⁾条の規定に反して、保護著作物が一度手に入れた保護を予定された時点より以前に

再び失うという結果をもたらさだろう。そしてまさに、かつては画期的であり様式傾向全体に影響を及ぼしていた著作物は、その間に行われた何千回もの繰り返しのために、もはや特別で比類のないものという印象を後の観察者に与えないだろう⁽⁴¹⁾。と。

(4) 美術性と「独創性」との関係

建築物が「建築の著作物」（著作権法二条一項四号）として著作権法上の保護を受けるためには、その建築物が美術性を有し、かつ「個人的精神的な創作物」（著作権法二条二項）であること（これを本稿では「独創性」と呼ぶ。）が必要である。そこで、この美術性と「独創性」との関係が問題となる。つまり、美術性と「独創性」がまったく別々に判断されるのか否かということが問題となる。この問題について、諸学説は以下のような見解を有している。Schricker/Loewenheimは次のように述べる。すなわち、何が美術であるかという問題は著作権法上重要ではなく、個人的精神的な創作の結果として何が著作権法上保護されるべきかということが問題である。この問題には、美術の概念規定がなくても答えることができる。つまり、決定的なのは、著作物がその作者の個性により特徴づけられているかどうかである。（中略―筆者注）美術の著作物という概念は美学上の概念ではなく、個人的精神的な創作物という構成要件により特徴づけられる規範的概念である⁽⁴²⁾。と。Fromm/Nordemann/Vinckは、美術の領域にとって創作物の概念は美的

内容を前提とする⁽⁴³⁾といたうで、次のように述べる。すなわち、美術の著作物にあっては、その美的内容が少なくとも「世間で支配的な見解」によればなお美術という言葉を用いうる程度に達している場合にのみ、創作物及びそれと同時に著作物の性質が是認される⁽⁴⁴⁾と。Möhring/Nicoliniは次のように述べる。

すなわち、創作物の特徴のほかには存在する（美術の）著作物の特別の性質は問題ではなく、その特徴は美的領域に現れる。美的領域で効果を現す特徴の程度だけが、（美術の）著作物の著作権法上の保護にとって問題である。（中略―筆者注）。創作的特性は美的領域で効果を現すので、「創作的特性」、「造形の高さ」及び「美的内容」という名称の間には結局のところ概念上の相違はない⁽⁴⁵⁾と。Hubmann/Rehbinderは以下のように述べる。

すなわち、（美術の著作物にとって）決定的でなければならぬのは、著作者の個人的見解及び造形力が美的領域で表現されているかどうかである。そこに美術的創作の本質がある⁽⁴⁶⁾と。

以上の諸学説をみるかぎり、美術性と「独創性」とは密接に関連しあっているの、それらをまったく別々に判断することは困難であり、またその実益もないようである。

5 建築設計図書及び

建築物の著作物性の判断基準

これまで建築設計図書及び建築物の著作物性に関する若干の

裁判例・学説を概観した。すでに述べたように、著作権法上の保護著作物としての建築設計図書は、概ね、著作権法二条一項四号及び七号に該当するもの並びに同法二条一項七号のみに該当するものに分類しうる。前者には一般に美的内容、つまり美術性が必要とされる。後者に該当する場合は前者に該当する場合に比べてあまり多くない。従って、建築家に関連する著作権法上の保護著作物としては、同法二条一項四号に該当する建築設計図書及び建築物を中心に考えることができる。同法二条一項四号に該当する保護著作物は、美術性を有し「個人的精神的な創作物」（著作権法二条二項）であること（これを本稿では「独創性」と呼ぶ。）が必要である。ところで、すでにみたように、この美術性と「独創性」との間には密接な関係があるため、それらを別々に判断することは困難であるし、また、その実益もないようである。従って、ここでは、建築設計図書及び建築物の著作物性という観点から、その有無に関する判断基準をみていくことにする。まず、実用的建築物（ここでは共同住宅）の著作物性に関して論じた判決を一件紹介する。カールスルーエ上級地方裁判所は、一九八五年二月二七日の判決（GRUR 1985, 534）でおおよそ以下のように判示する。すなわち、普通一般の住宅及び業務用建造物について著作権は保護されない。当該の住宅において普通一般に行われる空間の区分及び外部・内部の造形のための設計上の解決策並びに周囲の世界及び景観への適合に尽きる建築家の仕事（Leistung）には、著作権に手

の届く特別な創作的内容がない。むしろ、建築物にその固有の創作的特色を与える特別の造形上の諸要素がつけ加わらねばならない。例えば、普通一般のものから際だつ外側の面及びファサードの造形、建築物全体の枠内における複数の建物の区分の仕方、際だつきめ細かな屋根の造形を伴ういくつかの翼部への建物の特別な区分その他これに類する特徴である。型どおりのものを越える固有の創作的な仕事のためのこういった特徴がない場合には、建築物及びその設計は、著作権法上の保護を受けない。Xが設計した居住用建物は、平凡な業務用建造物、すなわち共同住宅である。この共同住宅は、Xの設計図によれば、外部及び内部の造形に関しても、空間の区分または設備に関しても、こういった建物にあつて普通一般のものから際だつはずもなければ、そうすることもできなかった。設計された住居単位は、面積、間取り及び部屋の立体的造形などによれば、そのような住居の場合には普通であり多くの建築家により全く同じようなやり方で設計され建築されるものと全く同様である。技術設備、ファサードの造形及び屋根の造形も、この建築物の固有の創作的な特徴を認識させない。敷地への必要な技術的適合により要求される造形を越える個人的特徴のない、平凡な建築プロジェクトの設計に尽きる、従つて平均的な専門家の技術的専門的能力だけを必要とする建築家の仕事は、著作権法二条二項の意味での、平均以上の固有の創作的な仕事ではない、と。このように、本判決は、普通一般の住宅や業務用建造物であつ

ても、固有の創作的特色を与える特別の造形上の諸要素がつけ加わる場合には著作権法上の保護を受けることを一般論として認めている。

次に、建築設計図書及び建築物の著作物性の判断基準に関する裁判例・学説を以下まとめて簡単に紹介する。著作物性の有無は、まず建築物の全体的造形から、次に建築物の個々のディテールからも判断しうる。⁽⁴⁷⁾ 例えば、以下のものが判断基準となりうる。すなわち、ファサードの造形、⁽⁴⁸⁾ ドアまたは窓の配置または造形、⁽⁴⁹⁾ 屋根の面の造形、特定の建築材料の組み込み、⁽⁵⁰⁾ 一階平面図、⁽⁵¹⁾ 複数の建物相互の組み込み及び建物の景観への適合である。それに対して、建物の外部の造形のための既知の諸要素の組み合わせだけでは、まだ独自の創作的な仕事 (Leistung) ではない。⁽⁵³⁾ しかし、一般に知られた普通の自由に使える造形要素の使用も、それにより特別の個人的創作的な効果及び造形が獲得される場合には、著作権法上の保護を受けうる。⁽⁵⁴⁾

6 結 語

以上みたように、本稿で私は、ドイツにおける建築設計図書と建築物の著作物性の基準をめぐる裁判例及び学説を概観した。その中でも特に、建築物の著作物性の基準に関する部分については、我が国であまり論じられることのないテーマであることから、参考になることが多いものと考えられる。本稿で述べた

ことは、建築家の著作権という問題領域における基本的かつ重要な部分ではあるが、広範な問題領域の一部にすぎない。そのほかにも、建築主の利用権や設計及び建築物の変更などの重要な問題があるが、それらの諸問題については、また別の機会にあらためて論じることしたい。

(1) 建築家の著作権について論じた最近の文献として、以下のものがある。

安藤 一郎『建築設計・監理・確認(三版)』(ぎょうせい、一九九二年)一八九頁以下(第二章「建築家と著作権」)。大森文彦『施主に「これと同じデザインの建物」と頼まれたが……』日経アーキテクチュア一九九三年三月一日号(四五五号)七一頁。同「建築設計圖書の著作権性と複製における同一性」東洋法学三七卷二号(一九九四年一月)二二七頁以下。同「設計料不払いのまま工事が進むが……」日経アーキテクチュア一九九四年一月一日号(五〇三号)二四八頁。久々湊伸一「建築」清水幸雄編『著作権実務百科』(学陽書房、一九九二年)512以下。同「設計図の複製」冷蔵倉庫事件」斉藤博・半田正夫編『別冊ジュリスト著作権判例百選(第二版)』(有斐閣、一九九四年六月)一四四頁以下。日置雅晴「著作権に基づく建築の情報公開はどこまで自由か」日経アーキテクチュア一九九三年三月一日号(四五五号)六九頁以下。同「建築写真の利用が原則無制限などきわめて弱い建築家の著作権」日経アーキテクチュア一九九三年五月二四日号(四六一号)五九頁以下。山田信敏「ビル設計図の流用と著作人格権(氏名表示権)の侵害」荒井八太郎・山田信敏・田中学・酒井正之・近藤恵嗣編著『建築の裁判例』(有斐閣、一九九二年)五四頁以下。山中伸一「建築設計図

ーシンプ設計事件」前掲『別冊ジュリスト著作権判例百選(第二版)』五〇頁以下。

(2) 五十嵐敬喜「裁かれる近代」(相模書房、昭和六〇年)四七頁以下。砂川幸雄編著『裁判に見る建築トラブルの実態』(井上書院、一九七九年)一八二頁。同「設計監理トラブる前に」(日刊建設通信新聞社、一九九二年)二〇四頁。北川原温「建築作家性の終焉」日本建築学会編『建築プロフェッション入門』(丸善、平成六年)二頁以下で、筆者は、「今の二十代の人たちは、作家的な建築家というのとはもう考えないほうがいい」(同書六頁)とまで言い切っている。

(3) 最近、厚生省が東京・九段に建設を計画した「戦没者追悼平和祈念館」(仮称)が、埼玉県熊谷市に建設予定の有料老人ホームのデザインを流用しているのではないか、という騒動が起こり、世間の耳目を集めた。『そっくりさん』と抗議された菊竹清訓氏設計の「平和祈念館」週刊新潮一九九四年四月七日号一三〇頁以下参照。

(4) ドイツ著作権法の訳文については、以下の文献を参照した。斉藤博訳「外国著作権法令集⑩ドイツ編」(社団法人著作権情報センター、一九九五年三月)

(5) Beigel, Urheberrecht des Architekten, 1984, Rdn. 31; v. Gamm, Urheberrechtsgesetz, 1968, § 2 Ann. 5.

(6) Beigel, a. a. O., Rdn. 35.

(7) Vgl., Ders., a. a. O., Rdn. 35; Hesse, Urheberrecht des Architekten, Baur 1971, 209 (217).

(8) v. Gamm, Der Architekt und sein Werk-Möglichkeiten und Grenzen des Urheberrechts, Baur 1982, 97 (100); Ulmer, Urheber- und Verlagsrecht, 3. Aufl., 1980, S. 140. 以下の学説に対して反対の見解を有するものとして Möhring/Nicolini, Urheberrechtsge-

- setz, 1970, § 2 Anm. 9b 及び 9c。
- (9) Beigel, a. a. O., Rdn. 35.
- (10) Werner/Pastor, Der Bauprozeß, 7. Aufl., 1993, Rdn. 1659.
- (11) 日本建築学会編『建築学用語辞典』(岩波書店)一九九三年 三九二頁
- (12) 前掲書・三九二頁
- (13) 前掲書・三三八頁
- (14) Vgl., Werner/Pastor, a. a. O., Rdn. 1661.
- (15) Vgl., v. Gamm, a. a. O., S. 99f.; Mohring/Nicolini, a. a. O., § 2 Anm. 9b; Fromm/Nordmann/Vinck, Urheberrecht, 8. Aufl., 1994, § 2 Anm. 23; Ulmer, a. a. O., S. 132.
- (16) Ausschreibungsunterlagen は直訳すれば「入札関係書類」または「請負関係書類」となるが、この二つは、その種の書類の中の、特に仕様書の部分が問題となるので「仕様書」と訳するのが適当である。
- (17) Werner/Pastor, a. a. O., Rdn. 1661.
- (18) Wolfensberger, Leistungsverzeichnis und Urheberrecht, Baur 1979, 457, 461 ff.
- (19) Ingenstau/Korhion, VOB-Teile A und B-KOMMENTAR, 12. Aufl., 1993, A § 20, Rdn. 41.
- (20) Beigel, a. a. O., Rdn. 33.
- (21) v. Gamm, a. a. O., S. 99.
- (22) Bindhardt/Jagenburg, Die Haftung des Architekten, 8. Aufl., 1981, § 13, Rdn. 89.
- (23) Vgl., Werner/Pastor, a. a. O., Rdn. 1662.
- (24) 第一条「造形美術及写真術の著作物ノ著作人ハ本法ノ付与スル

保護ヲ享有ス」第二条第一項「工芸ノ生産物ハ之ヲ造形美術の著作物中ニ包含ス建築著作物ニ付テモ之ガ美術的目的ノ下ニ創造セラルル限りニ於テ亦同ジ」同条第二項「工芸ノ生産物並ニ前項ニ指示セル種類ノ建築著作物ノ為ノ下図モ亦造形美術の著作物ト看做ス」第一条第一項「著作人ハ著作物ヲ複製シ業トシテ頒布シ機械的若ハ光学的装置ヲ用イテ業トシテ展覽ニ供スルノ特権ヲ有ス右ノ特権ハ貸与ヲ包含セズ単ナル模写モ亦複製ト看做ス建築著作物及同著作物ノ為ノ下図ニ関スル場合模写の建築ニ付亦同ジ」第三条第一文「何人ト雖モ故意若ハ過失ニ依リ著作人ノ特権ヲ侵害シテ著作物ノ複製、頒布ヲ業トシ又ハ機械的若ハ光学的装置ヲ以テスル展覽ヲ業トスルモノハ著作権者ノ損害ヲ賠償スルノ責ニ任ズ」訳文は、「稿本 著作権ニ関スル外国法令集(一)」(文部省、昭和十三年)六六頁以下を参照した。

- (25) 第一条第一項第三号「学術的又ハ技術的図解(可塑的著作物ヲ含ム)ニシテ其ノ主要目的ニ付美術的著作物ト看做スベカラザル著作物(ハ本法ノ条件ニ依リ保護ヲ受ク)第一条第一項第一文「著作人ハ著作物ヲ複製シ且営利ノ目的ヲ以テ之ヲ頒布スルノ権利ヲ専有ス」第三六条「何人ト雖モ故意又ハ過失ニ依リ他人ノ著作物ヲ複製シ若ハ業トシテ之ヲ頒布シ又ハ其ノ根本内容ヲ公衆ニ伝達シ因テ著作人ノ専属権ヲ侵害シタル者ハ権利者ニ対シ損害賠償ノ責ヲ負フ」訳文は「前掲書五一頁以下を参照した。
- (26) Locher, Das private Baurecht, 5. Aufl., 1993, Rdn. 357.
- (27) Ders., a. a. O., Rdn. 357.
- (28) Ders., a. a. O., Rdn. 358.
- (29) Hesse, a. a. O., S. 213.
- (30) Ders., a. a. O., S. 213 f.

- (31) Ders., a. a. O., S. 213.
 - (32) Ders., a. a. O., S. 215.
 - (33) v. Gamm, a. a. O., S. 102.
 - (34) Ders., a. a. O., S. 102.
 - (35) Beigel, a. a. O., Rdn. 40.
 - (36) Ders., a. a. O., Rdn. 41.
 - (37) v. Gamm, Urheberrechtsgesetz, 1968, S. 181 f.
 - (38) BGH, GRUR 1980, 853 (854); OLG München, GRUR 1987, 290 (291).
 - (39) Hesse, a. a. O., S. 214.
 - (40) ドイツ著作権法は「第四条一項」著作権は、作者の死後七〇年をもって消滅する。「同条二項」遺作著作物が、作者の死後六〇年を経過した後、七〇年を経過する前に、公表されるときは、著作権は、公表後一〇年をもって消滅する。」訳文は、前掲「外国著作権法令集(ドイツ編)」を参照した。
 - (41) Hesse, a. a. O., S. 214.
 - (42) Schriker/Loewenheim, Urheberrecht, 1987, § 2 Rdn. 90.
 - (43) Fromm/Nordmann/Vinck, a. a. O., § 2 Rdn. 1.
 - (44) Dies., a. a. O., § 2 Rdn. 15.
 - (45) Mohring/Nicolini, a. a. O., § 2 Anm. 6a.
 - (46) Hubmann/Rehinder, Urheber- und Verlagsrecht, 8. Aufl., 1995, S. 98.
 - (47) Werner/Pastor, a. a. O., Rdn. 1664.
 - (48) BGH, Baur 1989, 348 (349); BGH, BGHZ 61, 88 (94); RGZ 82, 333 (336).
 - (49) Beigel, a. a. O., Rdn. 43.
 - (50) Werner/Pastor, a. a. O., Rdn. 1664.
 - (51) BGH, GRUR 1988, 533; BGH, Baur 1989, 348.
 - (52) BGH, BGHZ 24, 55 (55) - 前掲④判決; Beigel, a. a. O., Rdn. 37.
 - (53) OLG Schleswig, GRUR 1980, 1072 (1073) - 前掲⑤判決。
 - (54) BGH, Baur 1989, 348 (350).
- 〔追記〕 本稿作成にあたり、財団法人人事紛争処理研究基金の平成六年度及び同七年度の研究助成を受けた。記してここに謝意を表する次第である。